



## ◎自己判定方式とは

- ・被害の程度が軽微な場合において、申請者が被害状況を確認できる写真やその他災害により被害が生じたことを確認できる資料を添付し、被害認定を行う方式です。
- ・罹災証明書の被害程度認定区分は、『準半壊に至らない（一部損壊）』となります。
- ・認定区分が『準半壊に至らない（一部損壊）』と決定することに同意した上で申請ください。

※自己判定方式以外の場合は、現地調査を実施した上での被害認定を行います。

## ◎被害程度認定区分の例

被害の程度	住家全体に対する 損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上 50%未満
中規模半壊	30%以上 40%未満
半壊	20%以上 30%未満
準半壊	10%以上 20%未満
準半壊に至らない (一部損壊)	10%未満

## ◎写真撮影における注意点

- ・表札や郵便ポストなど、当該住家の居住者名が分かる部分の近景を撮影してください。
- ・住家全体が分かる遠景をなるべく4方向から撮影してください。
- ・被害が生じた部分の近景を撮影してください。
- ・被害が生じた部分の遠景（部屋全体）を撮影してください。